

2012年5月9日

各 位

株式会社アコーディア・ゴルフ  
東京都渋谷区渋谷 2-15-1 渋谷クロスタワー  
電話 (03)6688-1500 (代表)

## 特別コンプライアンス委員会の調査報告書の受領 および当社の対応に関するお知らせ

当社は、2012年4月17日付、同月26日付および同月27日付プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社業務執行取締役に関するコンプライアンス上の問題について、当社社外取締役3名全員で構成する特別コンプライアンス委員会を設置し、調査を進めてまいりましたが、本日、特別コンプライアンス委員会より、調査報告書（以下「本調査報告書」といいます。）を受領いたしました。

当社は、特別コンプライアンス委員会による調査結果を厳粛に受け止め、本日開催の取締役会において、関係者の処分および再発防止策の実施について決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 一 特別コンプライアンス委員会の調査報告書の受領について

当社は、2012年4月11日開催の取締役会において、当社株主である株式会社オリンピア（以下「オリンピア」といいます。）から指摘された当社代表取締役社長である竹生道巨に関するコンプライアンス上の問題の有無・内容およびこれに関連する事項について、当社業務執行取締役4名全員を対象として調査を行うべく、当社社外取締役3名全員で構成する特別コンプライアンス委員会を設置いたしました。特別コンプライアンス委員会は、独自に選定した外部の弁護士（シティニューワ法律事務所）に所属する弁護士）および大手フォレンジック・サービス会社を調査補助者として調査を実施し、当社もこれに全面的に協力してまいりましたところ、本日、当社は、特別コンプライアンス委員会より本調査報告書を受領いたしました。本調査報告書の内容は、別添資料のとおりです。

### 二 関係者の処分について

当社は、特別コンプライアンス委員会による調査結果を厳粛に受け止め、関係者の責任を明確にすべく、以下の処分を実施することを決定いたしました。なお、2012年6月に開催予定の当社定時株主総会に当社としてご提案する取締役および監査役の候補者の決定方法については、本日付プレスリリース「指名委員会の設置に関するお知らせ」をご参照ください。

#### (1) 本調査報告書においてコンプライアンス上不適切な問題が指摘された者に対する処分

次に掲げる者については、本調査報告書においてコンプライアンス上不適切な問題が指摘されたこと等から、報酬の減俸処分を実施いたします。また、これに加え、今後、速やかに当該問題に係る金額のうち未返還のものを特定の上、別途当社への返還請求を行う予定です。なお、

本年 6 月に開催予定の定時株主総会までの間の以下の者の役位については、本日の取締役会決議に基づき設置した指名委員会（その詳細は、本日付プレスリリース「指名委員会の設置に関するお知らせ」をご参照ください。）の答申を待って決定いたします。

役職	氏名	処分内容
代表取締役社長執行役員	竹生 道巨	月額報酬 50%減額（2012 年 4 月分および現任期期間中）
取締役専務執行役員	秋本 一郎	月額報酬 30%減額（2012 年 4 月分および現任期期間中）

(2) その他の当社関係者に対する処分

次に掲げる者については、本調査報告書においてコンプライアンス上不適切な問題の指摘はなされていないものの、当社株主の皆様、投資家様、お客様、お取引先様をはじめとする当社が日頃からお世話になっております皆様に、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしたこと等を踏まえ、報酬の減俸処分を実施いたします。

役職	氏名	処分内容
代表取締役副社長執行役員	鎌田 隆介	月額報酬 10%減額（2012 年 4 月分および現任期期間中）
取締役執行役員	鈴木 隆文	月額報酬 10%減額（2012 年 4 月分および現任期期間中）

(3) 株式会社ハーツリー代表取締役社長に対する処分

本調査報告書において、当社 100%子会社である株式会社ハーツリー（以下「ハーツリー」といいます。）の代表取締役社長である國光裕についても、コンプライアンス上の問題が指摘されております。当社としましては、かかる指摘を踏まえ、國光裕について、今後更なる事実関係の精査等を行った上、厳正な処分を実施する予定です。

三 再発防止策の実施について

当社は、特別コンプライアンス委員会による調査結果を踏まえ、同様の問題の再発防止を徹底し、当社のガバナンス体制およびコンプライアンス体制を抜本的に見直し、強化するため、以下の内容の再発防止策を実施することを決定いたしました。

(1) コンプライアンス・ポリシーの改定

特別コンプライアンス委員会の常設、および既存のコンプライアンス委員会の機能強化を最重要項目とし、以下のとおりコンプライアンス・ポリシーを改定いたします。

① 特別コンプライアンス委員会の常設

当社役員のコンプライアンス上の問題を調査することを主な目的として、当社社外取締役全員および 1 名以上の独立社外者およびにより構成される特別コンプライアンス委員会を常設いたします。

② 既存のコンプライアンス委員会の機能強化

コンプライアンス委員会については、モニタリングを行う際の判断基準の明確化、独立性の強化等コンプライアンス委員会に係る規則を見直し、運用の厳格化を実施いたし

ます。

③ コンプライアンス関係各機関の連携の強化

特別コンプライアンス委員会、コンプライアンス委員会および監査役会の連携を強化するべく、規定の明確化等を行います。

④ 取締役会への報告の充実

コンプライアンス委員会は、モニタリング結果を、3ヶ月に1回以上、取締役会へ報告することとし、特別コンプライアンス委員会は、コンプライアンス違反又はそのおそれがある事実を探知した場合は、その都度、取締役会へ報告することといたします。

⑤ 社内通報制度の充実

社内通報制度について、通報者の不利益処遇の禁止をより具体的な内容に変更するとともに、既存の社内通報先および外部の弁護士に加え、特別コンプライアンス委員会が独自に選定する外部の弁護士に対する通報を可能とすることにより、通報者の利益を保護し、通報しやすい環境を整えます。

(2) 会議費・接待交際費を中心とした社内経費使用制度の改定

本調査報告書において問題点の指摘された、会議費・接待交際費を中心とした社内経費使用を厳格化するため、以下のとおり社内経費使用制度を改定するとともに、同制度の形骸化防止のため運用の見直しを行います。

① 会議費・接待交際費予算の審議手続の厳格化

会議費・接待交際費予算の取締役会および予算会議における審議・承認に際して、使用予想総額だけでなく、各個別項目の内訳を明確化いたします。その上で、年度末決算承認に係る取締役会において、会議費・接待交際費の使用内容について、報告・審議を行うことを制度化いたします。

② 会議費・接待交際費の使用手続の厳格化

会議費・接待交際費について、取締役会および予算会議において承認された使用目的以外の目的で使用し、又は取締役会および予算会議において承認された金額を超えて使用する場合には、別途取締役会（役員および執行役員の場合）ないしコンプライアンス委員会（従業員の場合）の承認を得るものとし当該ルールに違反した場合に適切な処分が行われるようにいたします。

(3) ゴルフ場利用者の意見集約制度における透明性の確保

現行のモニター制度は、女性のお客様向けサービスの向上を図る一助になるなど一定の実績を上げておりますが、本調査報告書において問題点の指摘された内容を改め、より透明性・合理性があり、かつ、お客様目線でのゴルフ場等の運営のため、より効果的な新たな意見集約制度を検討し、創設することといたします。

(4) ハーツリーに対する管理体制の見直し

本調査報告書において、ハーツリーのガバナンス体制およびコンプライアンス体制に問題が

あることが判明したことを受け、同社のガバナンス体制およびコンプライアンス体制の強化や再発防止のための施策を検討し、同社の構造改革を迅速に実施してまいります。

本件につきましては、当社株主の皆様、投資家様、お客様、お取引先様をはじめとする当社が日頃からお世話になっております皆様に、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、役員および従業員が一丸となって、信頼回復と当社のより一層の成長の実現に務めてまいりる所存ですので、何卒、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

【本件に関するお問合せ先】(平日 9:00~17:00)  
株式会社アコーディア・ゴルフ  
コーポレート・コミュニケーション部 IR 担当 野瀬  
電話 : 03-6688-1500 (音声ガイダンス)  
E-mail : ir@accordiagolf.com

別添 調査報告書

2012年5月9日

株式会社アコーディア・ゴルフ  
取締役会 御中

(株)アコーディア・ゴルフ  
特別コンプライアンス委員会

## 調 査 報 告 書

## I はじめに

株式会社アコーディア・ゴルフ（以下「アコーディア」という。）は、平成24年3月下旬、株式会社オリンピア（以下「オリンピア」という。）から、同月22日付け「貴社大株主としての要請」と題する書面（以下「3月22日付け書面」という。）の送付を受けた。同書面は、アコーディア監査役4名あてであり、同社取締役7名には写しが送付された。同書面は、同社代表取締役社長竹生道巨（以下「竹生」という。）が不正を行っているとして、監査役にその調査を求めるものであった。

これを受け、アコーディア監査役4名は、同年4月2日、オリンピアに対し、監査役会において独自に選定した弁護士の助言を仰ぎながら、指摘された事実関係につき迅速かつ適切に調査する旨記載した書面を送付したが、同社は、同月6日付けで「貴社大株主としての要請に関連した情報のご提供」と題する書面（以下「4月6日付け書面」という。）をアコーディアに送付した。同書面は、アコーディア監査役4名と「コンプライアンス委員長」にあてたもので、同社社外取締役3名には写しが送付された。同書面には、オリンピアが独自に調査した結果、竹生の不行跡等の具体的情報が明らかになったとして、具体的な指摘がなされていた。

アコーディア取締役会は、これらの書面の送付を受けたことから、同月11日、社外取締役3名からなる特別コンプライアンス委員会を創設し、オリンピアから送付された各書面に記載された事項のほか、業務執行取締役の業務執行状況の調査を行うことを決定した。

## II 委員会の構成等

### 第1 委員会の構成

当委員会の委員は、下記のとおりであり、いずれもアコーディアの社外取締役である。

委員長	片山典之（弁護士）
委員	澤田勲（公認会計士・税理士）
委員	蟹瀬誠一（ジャーナリスト）

### 第2 調査事項及び調査期間

当委員会がアコーディアから委嘱された調査事項は

アコーディアの現在の業務執行取締役である、竹生、鎌田隆介（以下「鎌田」という。）、秋本一郎（以下「秋本」という。）及び鈴木隆文（以下「鈴木」という。）による会社資金の使途に関して、コンプライアンス上の問題があると認められる事実、特に、竹生については、上記の3月22日付け書面及び4月6日付け書面にてオリンピアから指摘されている事実の有無について

である。

調査期間は、平成 24 年 4 月 11 日から同年 5 月 9 日までである。

### Ⅲ 事実関係

#### 第 1 オリンピアの指摘

オリンピアは、竹生に対し、下記の不正があると指摘した。

- ①港区三田所在のマンションに愛人と同居しているところ、このマンションは、取引業者に便宜を図る見返りに無償で提供させているものではないか。
- ②親密な女性のうち 4 名を「モニター」と称し、少なくとも 2 年間にわたり、モニター料名目で毎月約 20 万円の報酬を支払っていたのではないか。
- ③堂島カントリークラブにおいて愛人をソムリエとし、初期を除いて勤務実態がないのに、2 年間にわたり、毎月約 20 万円の報酬を支払っていたのではないか。
- ④親密な女性が経営する大阪・北新地のクラブ「ラウンジ A」でアコーディア及びその連結子会社（以下、一括して「アコーディア等」ということがある。）の経費で飲食を繰り返し、その飲食費は 4 年間合計で 4000 万円程度に達する可能性が高い。
- ⑤視察と称して、日常的に、アコーディア等の経費で、親密な女性と私的な旅行をしている。
- ⑥アコーディアのゴルフ場で、親密な女性を同伴して平日の昼間からゴルフに興じている。

#### 第 2 マンション

##### 1 三田のマンション

- (1) 竹生は、平成 22 年 6 月に東京都港区三田所在の三田のマンションに転居し、以後、同所に居住していた。三田のマンションは、アコーディアが社宅として法人契約したが、アコーディアでは役員に対する社宅費用を会社が負担することは認められていなかったため、敷金、賃料その他の借借費用は、その全額を竹生が個人で支払っていた。

その後、三田のマンションの賃貸借契約は、平成 23 年 5 月に、アコーディアから B 社に変更され、その後は B 社において賃料が支払われていた。竹生は、平成 24 年 4 月、三田のマンションの賃貸借契約を B 社から切り替えることとし、同月 11 日、B 社に対し、B 社が負担していた賃料全額を支払った。

なお、竹生は、三田のマンションに転居して少ししたころから、内縁関係にある C と同居している（竹生は、平成 7 年から妻と別居しており、平成 22 年に離婚した。その後現在まで独身である。）。



(2) 竹生は、上記の経緯につき、「世田谷区に実家があり、住民票上の住所は実家においていたが、平成 22 年に親が他界したことから実家を壊して駐車場にすることを検討したところ、業者から、駐車場にすると住民票を移さなければならないと言われた。私は、立場上住所が公開されるので、安全の観点から三田のマンションに住民票を移すことはできなかった。そこで、秋本に相談したところ、秋本は、アコーディア近くの D に社宅を借りて住民票を移し、その部屋は地方の社員が上京した際の宿泊等に使うことにする、D を借りると三田のマンションと二重社宅になるので三田のマンションの契約をアコーディアから変える必要があるが、それについてはハーツリーに手配させるということを考案してくれた。この手続を進める中で、秋本が、千葉県の子美の森に自宅を購入したが、今まで住んでいた品川のマンションが売れずに困っており、ハーツリーで社宅扱いにしてもらってやりくりするつもりであるから、三田の賃料も一緒にやりくりしますと言ってきた。それで、秋本の提案を受け容れて秋本に手配を頼んだが、賃料は自分で支払うべきであった。賃貸借契約の変更等は、秋本、國光らがやってくれたので具体的なことは知らない。B 社は社長と名刺交換をしたことがあるだけで、その他の接点はなく、便宜をはかったことなど一切ない」旨述べている。

また、アコーディアの 100 パーセント子会社である株式会社ハーツリー（平成 24 年 3 月に株式会社ハーツリーレストランシステムから商号変更したが、その前後を問わず「ハーツリー」という。）代表取締役社長國光裕（以下「國光」という。）は、「三田のマンションの賃料の切替えや家賃の負担については、竹生の意向と言われたので、私が B 社の社長に手配した。私にこういう依頼ができるのは、竹生か秋本しかいない。この話を依頼された場面を厳密には覚えていないが、竹生から直接指示されたものではなく、秋本から、竹生の意向なのでやってほしいと言われたかもしれない。B 社には、ハーツリーから、正規の支払に上乗せする方法で資金を渡していた」旨述べている。

これに対し、秋本は、平成 24 年 4 月 19 日のヒアリングにおいて、「平成 24 年 4 月 11 日時点ではこの件は知らなかったが、その後、國光から情報提供があったので、今はいろいろ知っている。三田のマンションの借主は、ハーツリーの取引業者の B 社である。B 社がどうしてそのようなことを行ったかは、今は言えない。直接國光に聞いてほしい。私は分からない」旨述べている。また、同年 5 月 7 日のヒアリングにおいては、「竹生から、親が他界したので実家から住民票を移したいと言われたので、物件を探し、アコーディア本社近くの D を借りることにした。ここに竹生の住民票を移すとともに、社員等の宿泊に使っている。しかし、三田のマンションのことは平成 24 年 4 月中旬まで何も知らなかった。三田のマンションの契約が法人契約かどうかも知らなかった。したがって、D をアコーディアが借りると三田のマンションの契約者を変えなければならないと言ったことはない」旨述べている。

(3) しかし、三田のマンションの契約切り替えに関連するメールがある。

アコーディアの従業員 E がハーツリー社員の F であって、CC 國光で平成 23 年 4 月 19 日 13 時 51 分に発信したメールには、「三田の件で仲介業者 G との交渉にあたってもらっています。H 氏からのメールを転送します。新規契約先への名義移転の手続を始めつつ、最終的に原契約を解除するという手続になるようです。H 氏には F さんのことを伝えておりますので、連絡を取って下さいますようお願いいたします。」などと記載され、これに返信して F が E であって同月 20 日 9 時 09 分に発信したメールには、「名義変更の件、承知しました。手続を進めます。」などと記載され、その後のやり取りに続いて、F が E であって同月 21 日 17 時 18 分に発信したメールには、「本日、國光社長、秋本専務との打ちあわせで物件の申し込み者名はハーツリー、入居者名は國光社長となりました。明日、H さんに申し込み書をメールする予定です。」などと記載されている。

これによれば、秋本が平成 23 年 4 月 21 日に國光と三田のマンションの契約切り替えについて相談し、この時点では、ハーツリーを新たな賃借人とすることに決定したことが明らかであって、秋本の「平成 24 年 4 月 11 日時点ではこの件は知らなかった。三田のマンションの契約が法人契約かどうかも知らなかった」旨の供述は虚偽である。

- (4) 平成 23 年 5 月分以降の三田のマンションの賃料等を B 社が負担することになった経緯如何にかかわらず、ハーツリーが B 社に対する支払を増やして資金を流すことで、B 社が賃料等を支払っていたものであり、このような行為は許されない。

賃料等の提供を受けていた竹生と、このスキームを実行した國光は、いずれもコンプライアンスの観点から看過できない。竹生は、スキームの具体的な内容を認識していたとまでは認められないが、結論は左右されない。

また、秋本は、上記メールからも明らかなおり、三田のマンションの賃貸借契約切り替えに自ら関与しているのであるから、竹生及び國光と同様の非難を受けることになるが、これについては下記 2 (6) を参照されたい。

## 2 品川のマンション

- (1) 秋本は、東京都港区所在の品川のマンションの 1 室を所有していたが、平成 23 年 1 月、千葉県山武郡の季美の森に 1 戸建て住宅を購入した。その後、秋本は、同年 10 月、品川のマンションを売却した。

竹生は、品川のマンションについて、「秋本は、品川のマンションの売却が遅れたことから、売却できるまでハーツリーに品川のマンションを賃借してもらい、賃料の支払を受ける旨話していた」旨述べている。

これについて、秋本は、「季美の森の家を買った後、平成 23 年春ころから同年 9 月まで、I 社という会社に品川のマンションを賃貸し、毎月 40 万円弱くらいの賃料を受け取っていたが、敷金は取らなかった。I 社は國光に紹介してもらった会社であるが、

品川のマンションがすぐに売れなかったことから賃借してくれる先として紹介してくれたと思う。私は、I社の役員、社員とは1度も会ったことはないし、やり取りしたこともない。賃貸借契約は全部國光が手配してくれたので、私は押印しただけである。I社がどのような会社であるか知らないし、品川のマンションを何に使うのか、どのように使うつもりだったのかも知らない。I社に賃貸しても夜は使わないので宿泊してよいということだったので、私のベッド等は私用の部屋に置いたままにしておき、同年9月まで、アコーディア本社に出社するときに宿泊していた。宿泊に使った回数は、月に5〜6日である。宿泊したときもI社の役員、社員と会ったことはない。私が宿泊したときに見ていた限りにおいて、I社が部屋を使ったような痕跡は見あたらなかった。品川のマンションの電気代、ガス代、水道代は、全額私が支払っていた。I社が私に支払う賃料を、ハーツリーがI社に支払っていたかどうかは知らない。私はI社と契約しただけであり、その先のことは知らないので、絶対ないとは言えない。品川のマンションをハーツリーに賃貸するという話などなかった」旨述べている。

また、國光は、「三田のマンションのほかに、同様にしてマンションの家賃を負担したことはなく、これ1件のみである」旨述べている。

(2) しかし、品川のマンションに関連すると推認される一連のメールが存在している。

ア Fが秋本あて、CC 國光で平成23年4月22日18時06分に発信したメールには、「契約書のひな形を送ります。賃料、管理費の確認をお願い致します。又、振込み先、物件表示、賃貸人を入力頂きますでしょうか。確認、入力できましたら、直ちに契約を締結します。よろしくお願い致します。」と記載され、「マンション賃貸契約書1」というファイルが添付されている。このファイルは、「マンション賃貸借契約書」と題する契約書であり、頭書は、「賃貸人「秋本一郎」(以下「甲」という。)と賃借人「株式会社ハーツリーレストランシステム」(以下「乙」という。)は、甲が所有する後記物件表示に記載するマンション(以下「本件マンション」という。)について、以下の条項に従って賃貸借契約を締結した。」と記載されており、第2条には、賃貸借期間を平成23年5月1日から平成25年4月30日までとする旨が、第4条には、賃料は月額350,000円、管理費は月額40,000円とする旨が記載され、末尾の日付けは平成23年4月28日となっている。

イ FがJ(氏名、所属等は不明である。)あて、CC 國光で平成23年4月27日13時03分に発信したメールには、「國光社長より(株)I社と(株)ハーツリーレストランシステム(商号変更前のハーツリーである。)で別紙の契約内容で賃貸借契約を締結して欲しいとのことです。入居開始日が5月1日となっていますので、当社よりI社に明日にでも家賃を振り込みたいと思いますので、銀行振り込み口座を入力頂き、2通捺印頂きますでしょうか。本日捺印頂けるのであれば連絡下さい。」などと記載され、「賃貸契約書1」というファイルが添付されている。このファイルは、上記アのメ

ールに添付された賃貸借契約書と同じ書式であるが、頭書は、「貸貸人「株式会社I社」（以下「甲」という。）と賃借人「株式会社ハーツリーレストランシステム」（以下「乙」という。）は、甲が所有する後記物件表示に記載するマンション（以下「本件マンション」という。）について、以下の条項に従って賃貸借契約を締結した。」と記載されており、第2条には、賃貸借期間を平成23年5月1日から平成25年4月30日までとする旨が、第4条には、賃料は月額360,000円とする旨が記載され、「本件マンションの表示」には「名称 池田山のマンション」、「所在地 東京都品川区東五反田（以下省略）」等と記載され、末尾の日付けは平成23年4月28日となっている。

ウ 上記イのメールへの返信として、JがFあてに平成23年4月27日13時23分に発信したメールには、「内容確認、調整し添付の通り作成し、出力製本、押印します。」とし、I社の振込先を記したほか、「※I社とマンション所有者の契約等は、指示待ちで良いのですよね!」と記載されている。これに対し、Fが同日午後1時37分に返信したメールには、「I社とマンション所有者との契約は同様の内容で相手先に捺印頂いています。届き次第I社に郵送します。I社からマンション所有者への振込みは社長に確認の上、連絡します。」などと記載されている。

エ 上記ウのメールに引き続いてFとJとがやり取りしたメールのうち、FがJあて、CC 國光で平成23年4月27日17時57分に発信したメールには、「今、社長と連絡が取れました。契約書に捺印頂いたとのことですので、明日I社から秋本専務に振込みをして欲しいとのことです。＜振込先＞（銀行名等省略）名義秋本一郎 ハーツリーは明日I社に振り込みます。専務とI社の契約書は連休明けになると思います。」などと記載されている。

オ また、同様に上記ウのメールに引き続いてFとJとがやり取りしたメールのうち、FがJあて平成23年5月2日13時に発信したメールには、「I社とハーツリーの賃貸借契約を変更しました。確認し、捺印頂きますでしょうか。又、専務とI社の契約書が届きましたのでこちらも捺印ください。」などと記載され、「賃貸契約書1」というファイルが添付されている。このファイルは、上記イのメールに添付された貸貸人を株式会社I社（以下「I社」という。）とし、賃借人をハーツリーとする池田山のマンションの賃貸借契約書と同様のものであるが、Jが上記ウのメールで修正したと思われる部分のほか、賃料が月額392,000円となっている。

(3) これら一連のメールのほか、貸貸人I社と賃借人ハーツリーとの間で締結済みの池田山のマンションを賃貸する平成23年4月28日付け賃貸借契約書（以下「池田山のマンション契約書」という。）が存在し、またフォレンジックで復元したデータの中には、貸貸人秋本と賃借人I社との間で品川のマンションを賃貸する同日付け賃貸借契約書のデータ（以下「品川のマンション契約書データ」という。）が存在している。

池田山のマンション契約書は、上記（２）オのメールに添付されたファイルと同じものであり、それを実際に締結したものと認められる。

品川のマンション契約書データは、上記アのメールに添付されたファイルと同じものを用い、賃借人をハーツリーから I 社に変更し、賃料を月額 360,000 円にしたものである（なお、契約更新や原状回復義務等に関する規定等が削除されている。）。秋本は、品川のマンション契約書データにつき、「私が I 社と実際に締結した契約書とは、賃貸開始の日と金額が違うように思うが、照らし合わせないと正確なことは言えない。ただ、基本的にはこの内容であったと思う」旨述べている。

（４）以上のメール等によれば

- ①秋本と國光が、品川のマンションについての賃料を得ることについて検討したこと
- ②國光が F に指示し、秋本とハーツリーとの賃貸借契約案を作成させ、F は、平成 23 年 4 月 22 日、自分で把握していない事項を秋本に記入してもらうため賃貸借契約書案を秋本にメールで送付したこと（アのメール）
- ③その後、ハーツリーが品川のマンションを直接賃借するのではなく、I 社が秋本から賃借することとし、その賃料相当額をハーツリーから I 社に流すため、ハーツリーが I 社から池田山のマンションを借りる形をとることにしたこと
- ④そのため、F は、同月 27 日、J に対し、池田山のマンションの賃貸借契約書案をメールで送信し（イのメール）、J において必要な修正をして契約書を作成して I 社として押印したこと（ウのメール）
- ⑤F は、同日、國光の指示を受け、J に対し、I 社から秋本に対し翌 28 日に家賃名目で金を振り込むよう指示したこと（エのメール）
- ⑥秋本と I 社との間で品川のマンション契約書データと同様の契約書を作成したこと
- ⑦F は、同年 5 月 2 日、J にハーツリーと I 社の賃貸借契約書の修正を指示し、両名は賃料等を変更した契約書をバックデートで作成したことを推認することができる。

- （５）ア 國光は、池田山のマンションについて、「私は、東京に出てきたときの社宅として池田山のマンションを使っていたが、その後、長男夫婦が品川区西五反田に 1 戸建てを買うとき、私も資金を出してやり、私の部屋も作ってもらったので、池田山のマンションを解約して長男の家に泊まるようになった。その後、平成 23 年 4 月に再度池田山のマンションを借りることにしたが、このときは、所有者から直接借りるのではなく、I 社に借りてもらい、ハーツリーは I 社から借りた。ハーツリーで直接借りなかったのは、面倒くさかったからである。全部 I 社にやってもらう方が楽だった。その後も私は長男の自宅に宿泊していた」旨述べている。

しかし、上記（２）ウのメールのやり取りで明らかなように、JはFに対し、「※I社とマンション所有者の契約等は、指示待ちで良いのですよね！」と記載して、池田山のマンションをハーツリーに賃貸するI社と同室の所有者との間の契約等は、I社側で行うのではなくハーツリーからの指示を待つことをFに確認しており、また、Fは、このメールに対し、直ちに「I社とマンション所有者との契約は同様の内容で相手先に捺印頂いています。届き次第I社に郵送します。I社からマンション所有者への振込みは社長に確認の上、連絡します。」などと返信しているのであって、池田山のマンションの所有者とのやり取りを國光自身が行い、J及びI社は何もしていないことが明白である。したがって、ハーツリーがI社から池田山のマンションを借りた経緯についての國光の供述は虚偽である。また、國光の上記供述は、長男の自宅に宿泊しているとしながら、いったん解約した池田山のマンションを再度賃貸し、しかもその後も相変わらず長男宅に宿泊していたというものであり、それ自体不自然というほかない。

また、Fは、（２）ウのメールで「I社とマンション所有者との契約は同様の内容で相手先に捺印頂いています。届き次第I社に郵送します。」と記載しているにもかかわらず、I社と池田山のマンションの所有者との賃貸借契約書が実際にあったのか、I社に交付したのかについては、「私は分からない」旨述べている。

FとJの特異なメールのやり取りと、池田山のマンションの転貸人となるI社が同室の所有者と一切連絡を取っていない事実を殊更糊塗しようとする國光の態度やその供述内容に鑑みれば、池田山のマンションの所有者とI社との賃貸借契約が実際に存在していたとは考えにくい。

イ また、國光は、「秋本は品川のマンションを売る予定であったので、I社を秋本に紹介した。I社は売却先を探したり、仲介したりしたと思うが、何をしたかはI社の人に確認しなければ分からない。品川のマンションが売れるまでI社が品川のマンションを借りたこともあったかもしれない。I社の役員は、全員私の友達であり、現在の取締役の1人は、私の義理の息子であった」旨述べている。このうち、I社が何をしたか分からないとする部分は、上記一連のメールに照らして明らかに虚偽である。なお、秋本は、「I社の役員、社員とは1度も会ったことはないし、やり取りしたこともない。賃貸借契約は國光が手配してくれたので、押印しただけである」旨述べている。

ウ さらに、國光は、池田山のマンションの賃貸借契約というのは、ハーツリーがI社に家賃を支払い、その資金を使ってI社が秋本に家賃を支払っているのではないかと質問したことに對し、「知らない」というのみで、否定はしない。

秋本も、「I社が私に支払う賃料を、ハーツリーが出していたかどうかは知らない。私はI社と契約しただけであり、その先のことは知らないので、絶対ないとは言えない」旨述べて、否定はしない。

エ 秋本は、「品川のマンションをハーツリーに賃貸するという話はなかった」旨述べているが、上記アのメールと矛盾している。なお、Fは、「アのメールに添付した秋本とハーツリーとの賃貸借契約書の案は、國光に指示されて、指示どおりに作ったものである。どうしてそのような契約書を作るのかは知らない」旨述べている。

オ 結局、上記一連のメール等のほか、秋本及び國光の供述態度及び供述内容を考え併せれば、上記①ないし⑦の事実を認定することができる。

- (6) ア 以上のとおりであり、秋本は、國光に依頼し、I社をして品川のマンションを賃借させ、他方でハーツリーがI社から池田山のマンションを賃借したように装って賃料名目でI社に資金を流し、I社はこの資金を使って秋本に賃料を支払っていたものと認めることができる。これは、ハーツリーの指示を受けて動く別会社を介することで、ハーツリーの資金を秋本個人に与えていたものであり、秋本及び國光には、コンプライアンス上問題があるといえる。

I社は、國光の指示で品川のマンションを賃借したものであり、同社において同室を使用する必要性はなかったものと考えられ、また、秋本の上記供述に照らしても、I社が同室を使用していたことを伺わせる事情は認められない。他方、秋本は、I社に賃貸した後もその部屋の中に自分用の1室を持ち、そこに自分のベッド等を置いて寝泊まりし、水道光熱費も全額支払っていたというのである。この実態を素直に見れば、I社と秋本との賃貸借契約は何ら実態がなく、秋本に賃料名目で資金を流すための仮装にすぎないことは明らかである。

イ また、竹生が三田のマンションの契約切り替えについて説明したとおり、秋本において、品川のマンションの賃料を当初はハーツリーに負担させることを検討し、その後、I社を使ったスキームに変更されたものの、実質的にハーツリーから賃料相当の資金の提供を受けていたものであるから、竹生の説明が正しいものと認めることができる。

他方、秋本は、「平成24年4月11日時点では三田のマンションの件は知らなかった。B社がどうしてそのようなことを行ったかは、私は分からない。三田のマンションの契約が法人契約かどうかとも知らなかった」旨述べているが、これは、上記第2, 1(3)の認定も併せ考えれば、虚偽であることは明白である。

したがって、秋本は、三田のマンションについても、竹生及び國光とコンプライアンス上同様の非難を受けるものであり、竹生とともに反省すべきであって、自分を棚に上げて竹生だけを非難するような状況にはない。

### 3 有栖川のマンション

- (1) 秋本は、平成 23 年 10 月に品川のマンションを売却した。秋本は、同月からは、アコーディア本社に出社した際などに、東京都港区南麻布所在のマンションに宿泊している。

秋本は、これにつき、平成 24 年 4 月 19 日のヒアリングにおいて、「これは國光が社宅に使おうとしたマンションであり、私が東京に来るときに使っている。家財道具は國光が置いていた。國光はほとんど使っていない。入るといふ表現はあれですが、そのまま空いているときに使っているだけである。週に 2 泊くらいであるが、最近が多い。私が聞いた話では、國光はもともと社宅を持っていた。今は長男と一緒に暮らしているが、いざこざか何かがあつて長男方を出なければならなくなつて有栖川のマンションを借りた。しかし、また長男とうまくいくようになったということだ。ちょっと軽い気持ちであれなんです、何か」旨述べている。また、秋本は、同年 5 月 7 日のヒアリングにおいて、「私が有栖川のマンションを使うことが責められているようなので、4 月初旬ころに使うのをやめた。國光は、息子との関係が戻つてからも、東京に出てきたときは有栖川のマンションに泊まっていたはずである。國光が東京に来る日は分かるので、そのときは、私は有栖川のマンションには泊まらないようにしていた。國光が物件を探して有栖川のマンションを賃借したものであるが、國光がどのようにして有栖川のマンションを選んだのかは知らない。有栖川のマンションの鍵は、國光から手渡してもらつた」旨述べている。

- (2) しかし、有栖川のマンションに関連する一連のメールが存在している。

ア 秋本が仲介業者である K 社の従業員 L あてに平成 23 年 9 月 7 日 10 時 32 分に発信したメールには、「取り扱いにご注意ください。よろしくお願ひします。」と記載されており、これに返信して L が秋本あてに同日 10 時 52 分に発信したメールには、「審査書類ありがとうございます。メルセデスベンツの車検証のコピーも頂けますでしょうか？ 取扱いに関しましては嚴重に取扱いいたします。」などと記載され、その後のやり取りの後、L が秋本あてに同日 14 時 02 分に発信したメールには、「貸主より下記の条件で承認をいただきました。定期賃貸借契約期間 4 年間 賃借人ハーツリー レストランシステム様 連帯保証人秋本一郎様 入居者秋本ご夫妻様 機械式駐車場 1 台、フィットネスルーム利用フィーを賃料に含む 月額賃料合計 40 万円 敷金 4 ヶ月 160 万円 (一部省略) 上記の条件で進めて行きたいと考えております。宜しければ契約書の雛形を作成いたしますのでご連絡頂きましたら幸いです。」などと記載され、これに返信して秋本が L あてに同日 14 時 42 分に発信したメールには、「この条件をお願いします。」と記載され、これに返信して L が秋本あてに同日 15 時 01 分に発信したメールには、「ご連絡ありがとうございます。下記の条件で進めてまいります。契約書の雛形が出来次第お送り致します。」などと記載されている。



- イ 秋本がハーツリーの F あて、CC 國光で平成 23 年 9 月 12 日 11 時 49 分に発信したメールには、「電話でお話をした件でございます。稟議起案お願いします。契約書本書は木曜日に私が持参いたしますので会社の実印の捺印をお願いします。物件の支払いは月額 400,000 円、今回の支払いは敷金 1,600,000 円、10 月分家賃 400,000 円、合計 2,000,000 円 M 社へ支払い 紹介手数料 420,000 K 社」と記載され、「定期借家賃貸借契約書」、「有栖川のマンション契約金請求書・仲介手数料請求書」というファイルが添付されている。これらのファイルは、有栖川のマンションの契約書と、上記内容の請求書 2 枚である。これらの請求書には「御入居者」欄があり、そこには「秋本一郎様」と記載されている。
- ウ 上記イのメールに返信して F が秋本あてに平成 23 年 9 月 14 日 9 時 06 分に発信したメールには、「稟議書の件、了解しました。契約書は木曜日に捺印致します。登記簿謄本と印鑑証明書は a より月曜日着で専務宛に郵送しています。請求書の件ですが 2 枚共、ご入居者氏名が専務名になっています。入居者名を國光裕に変更して F 宛に郵送頂けないでしょうか。」などと記載され、これに返信して秋本が F あてに同日 9 時 55 分に発信したメールには、「お手数お掛けします、業者から直接送らせませす」と記載され、これに返信して F が秋本あてに同月 20 日 9 時 55 分に発信したメールには、「当社契約マンションの仲介手数料、敷金、10 月分賃料、保険料は 9 月 22 日に振込み手続きをします。」などと記載されている。
- エ L が秋本あてに平成 23 年 9 月 20 日 12 時 58 分に発信したメールには、「有栖川のマンションの契約書の原本をお送り頂きありがとうございます。貸主にお送り致しますので捺印ご再度お送り致します。また、請求書の原本でございますが、お送り先は法人様宛で宜しいでしょうか？」などと記載され、これに返信して秋本が L に同日 14 時 57 分に発信したメールには、「請求書は私にお送り下さい。敷金・10 月家賃・仲介手数料・保険料は 9/22 の入金を予定しています。」と記載されている。
- オ L が秋本あてに平成 23 年 9 月 26 日 18 時 55 分に発信したメールには、「鍵の引渡しの日時でございますが、10 月 1 日でご対応は可能でしょうか。9 月 30 日ですと管理会社から鍵を引き渡し出来ないとの連絡が入りました。申し訳ございませんが、ご調整をお願い申し上げます。また、お引越しの日程は如何でしょうか？お引越しの案内を入手致しましたのでお送り致します。」などと記載されており、これに返信して秋本が同月 27 日 8 時に発信したメールには、「10 月 1 日は駄目です。3 日の午後でお願いします。」と記載されている。
- カ 上記オの L のメールに返信して秋本が同月 27 日 9 時 38 分に発信したメールには、「先ほど 3 日でお願いしましたが、調整いたしましたので 10 月 1 日の 9 時か 10 時でお願いします。」と記載されている。
- キ 秋本が L あてに同月 27 日 17 時 21 分に発信したメールには、「ペットの写真を送ります。トイプードルのメス、5 歳」との記載があり、これに返信して L が同日 19 時

17分に発信したメールには、「ワンちゃんのお写真ありがとうございます。10月1日（土）10時より鍵の引渡しの手配が完了致しましたのでご報告致します。当日、お車でいらっしやいますでしょうか？その際は、直接駐車場の前でお待ちしますのでご連絡頂けましたら幸いです。」などと記載されている。

- (3) これら一連のメールのほか、秋本がマンションを探して他の仲介業者とやり取りしたメールも存在しているものであり、これらに鑑みれば、有栖川のマンションは、秋本がその配偶者と利用するために、國光が使うかのように装ってハーツリーに賃借させ、賃借のための費用全額をハーツリーに負担させていたものであることは明らかである。これに反する上記の秋本の供述は、すべて虚偽である。

秋本は、國光の社宅を装うことによって、自分が使用するマンションの費用をハーツリーに負担させていたものであり、國光は、ハーツリーの代表者としてこれを実行させていたものであって、いずれについてもコンプライアンス上問題がある。

### 第3 モニター制度

#### 1 制度の概要

アコーディアは、平成21年7月ころ、ゴルフ場利用者の意見を集約して業務に反映させることを目的として、特定のゴルファーをモニターとし、アコーディアのゴルフ場を利用してレポートを提出してもらうモニター制度を創設した。担当部は、組織変更のため時期によって名称が変わっているが、現在の担当部署は業務企画部である。

モニター制度については、現在に至るまで

- ①モニターがアコーディアのゴルフ場や屋内練習場を利用し、その都度レポート（以下「モニターレポート」という。）を作成して、業務企画部に提出する。
- ②業務企画部は、モニターレポートに記載された内容をまとめ、毎週一度開催される定例会議において、各事業所の担当部署に対して報告する。
- ③各事業所は、業務企画部の報告内容に基づいて業務の改善を行う。
- ④各事業所による業務の改善状況は、担当各部署を通じて業務企画部に対して報告される。
- ⑤業務企画部は、上記①ないし④の結果をまとめて、毎月1度、竹生に報告する。という運営がなされている。また、モニターは、月2回程度のプレー及びモニターレポートの提出が期待されていた。

モニターは、モニターであることを示すカードを所持しており、アコーディアのゴルフ場でカードを示すと、原則としてプレー代等を支払う必要はなく無料でプレーすることができる（ゴルフ場は、アコーディアにプレー代等を請求する。）。

## 2 モニター

モニターは、アコーディアの役員、社員、取引先等の紹介を受けて、個別に選定して委託していた。モニターの選定基準は、定められていない。当初は、女性ゴルファーの増加のため女性の意見が求められたこと、ことにアコーディアの男性社員が立ち入ることができない女性用施設について実際に利用した感想が求められたことから、女性にモニターを依頼していたが、その後、主要顧客層である男性シニアのモニターも選定するようになった。モニターは、平成21年8月に女性4名が選任され、その後は平成22年3月から順次選任されている。平成21年8月から平成24年5月9日までにモニターとして登録されたことがある者は23名（男性6名、女性17名）であり、このうち、現在モニターとして登録されている者は15名（男性5名、女性10名）である。

モニターには、アコーディアから報酬を受領する者（以下「有償モニター」という。）と、報酬を受領しない者（以下「無償モニター」という。）がある。有償モニターは、アコーディアと業務委託契約を締結し、同契約に基づいて同社から報酬を受領している。有償モニターに対する報酬は、月額11万1111円である。アコーディアは、有償モニターとの業務委託契約の締結につき稟議書による決裁をしている。稟議書には、有償モニターの選定基準として、①ゴルフに興味があること、②アコーディア・ゴルフのモニター制度に貢献していること、及び③アコーディア・ゴルフの知名度や好感度の向上に尽力することとの記載がある。現在までの有償モニターは5名であり（契約終了者を含む。）、その概要は以下のとおりである。

氏名	契約期間	紹介者	決裁者
C	平成21年8月1日～平成24年3月31日	竹生道巨	秋本一郎
N	平成21年8月17日～平成24年3月31日	竹生道巨	秋本一郎
O	平成23年6月24日～現在	従業員R	秋本一郎
P	平成23年7月11日～現在	従業員R	秋本一郎
Q	平成23年8月30日～現在	従業員R	従業員E

## 3 竹生と有償モニターとの関係

- (1) 竹生は、有償モニターについて、「モニターは、元々、有償にしないと熱心にレポートしてもらえないという思いでいた。そのため、制度が発足した平成21年8月に依頼した3名は有償モニターとして依頼したが、そのうち1人が仕事の関係でアコーディアから報酬を受け取ることができないということで無報酬となったものだったと思う。なお、平成21年8月には4名のモニターが選任されているが、私はその当時は3人しか知らなかった。残りの1名は秋本の配偶者であるが、秋本が自分の配偶者をモ

モニターにしたことは知らなかった。その後は、私は、男性モニター1名を紹介しただけで、その他のモニター選定には関わっていない」旨述べている。

この点、「アコーディアモニター規約（平成21年7月1日施行）」第4条には、「本サービスを利用したモニターに対する金銭報酬は、原則として無報酬とし、特別な案件の場合には、当社が別途定めるところにより、金銭報酬を支払うことがあります」と規定されており、アコーディアの判断により報酬を支払うことができるものとされている。したがって、竹生が、モニター制度の開始に当たって、運用上、3名全員を有償モニターとしようと考えたとしても、それ自体が不自然とは言い難い。なお、秋本は、「モニター制度設立当時、モニターに報酬を支払うか否かは決まっていなかったが、有償モニターはいなかったと思う。C、Nに報酬を支払うことになったのは、モニター制度が開始した後だと思う」旨述べているが、秋本は、平成21年7月28日、「モニター業務委託契約の締結について」と題する稟議書を決裁しているところ、同稟議書には、モニターとの間で締結する業務委託契約について、「業務委託料 1名・1月当たり111,111円」、「業務委託期間 2009年7月1日～2010年6月30日（1年間自動更新）」などと記載されており、秋本が同日には上記内容の業務委託契約をモニターと締結することを了承していたことは明らかであり、秋本の上記供述は措信しがたい。

(2) Cは、平成21年8月に有償モニターに選任されたが、平成24年3月にモニターをやめている。

竹生は、平成21年8月には既にCと交際していた。竹生は、Cをモニターに選任したことにつき、Cがゴルフに長じており、ゴルフ場や関連施設等について適格なアドバイスをすることから、更に助言を得たいと考えた旨述べるが、自分と交際している女性をモニターとして選任したことは、公開会社の代表取締役として不適切といわざるを得ない。

なお、Cは、平成21年8月以降、モニターレポートを熱心に提出しており、有償モニターとして期待されている以上の活動実態があったものと認められる。Cのモニターレポート提出は、平成21年8月から同年12月まで24回、平成22年1月から同年12月まで43回、平成23年1月から同年12月まで32回、平成24年1月から3月まで7回である。

(3) Nは、平成21年8月に有償モニターに選任されたが、平成24年3月にモニターをやめている。

竹生は、Nについて、「國光の紹介で平成21年春ころに知り合った人で、ゴルフをよくやっていることで有名だったことからモニターに選任した。モニターに選任した

ころまでに同人と交際したことはない。その後しばらくして交際したことはあるが、既に終わっている」旨述べている。

また、Nは、「竹生と交際したことはあったが、竹生が現在私をどう思っているかは分からない」旨述べている。

他方、秋本は、「竹生と仲がよいと思っていたが、情交関係があったかどうかは分からない」旨述べている。國光は、平成24年4月15日付け「陳述書」（以下「陳述書」という。）において、竹生とNが親密な関係にある旨記載しているが、そのように認識した根拠については、「オリンピアがアコーディアに出した4月6日付け書面を同月10日に秋本から見せてもらい、その記載を見てNらとの関係を初めて知った。それで、竹生に対し、親密な関係にあるNら4名にモニター料として毎月20万円を支払っているのか、これはコンプライアンス違反だと言ったところ、竹生は黙っていたので、4月6日付け書面のとおりだろうと思い、陳述書を作った」旨述べるだけで、何ら具体的な根拠を持ち合わせないまま陳述書を作成したにすぎない。その他、竹生とNが、竹生の上記供述以上の交際をしていたと認めるに足りる証拠はない。

結局、竹生とNは、Nがモニターに選任された以降に交際をしたことがあるが、現在も交際が続いていると認める証拠はない。

以上を前提に検討すれば、Nを有償モニターに選任したことが、親密な女性に報酬を与えるためにしたことであるとは認められない。ただし、有償モニターを務めるNとその後交際したことは、適切とはいえない。

なお、Nも、平成21年8月以降、モニターレポートを熱心に提出しており、有償モニターとして期待されている以上の活動実態があったものと認められる。Nのモニターレポート提出は、平成21年8月から同年12月まで13回、平成22年1月から同年12月まで68回、平成23年1月から同年12月まで70回である。

(4) Oは、平成23年6月に有償モニターに選任され、現在まで継続している。

竹生は、Oについて、「モデルであり、某ゴルフ雑誌の女性ゴルファー企画Zにも登場するかたわら、銀座のクラブでホステスをしている。クラブの客として何度か会ったことはあるが、モニター選任は関係していないし、交際したこともない」旨述べている。

Oは、「クラブに客として来たアコーディアの従業員Eに勧誘を受けてモニターになった。竹生と交際したことはない」旨述べ、また、従業員Eは、「Zのメンバーであったことから自分の判断でモニターに勧誘したものであり、また、モニターを依頼する以上、交通費等を含め持ち出しがないようにしなければ積極的にレポートしてもらえないと考えて報酬を出すことにしたものである。丁度、私がモニターの担当になって最初にモニターに選任した人であり、その後のモニターも、女性は有償モニターにしている。いずれについても竹生は関係ない」旨述べている。さらに、Oを有償モ

モニターにする業務委託契約の稟議書は、秋本が決裁している。

他方、國光は、陳述書において、竹生と O が親密な関係にある旨記載しているが、そのように認識した経緯は上記 3（3）記載のとおりであり、具体的な根拠はない。その他、竹生と O が、両名の供述に反して交際していたと認めるに足る証拠はない。

結局、O を有償モニターに選任したことに竹生が関与していたとは認められない。O を有償モニターに選任したことが、親密な女性に報酬を与えるためにしたことであるとは認められない。

なお、國光の陳述書には、O はゴルフをしない素人であるかのような記載があるが、O は、「Z で毎月 1 回はプレーしているほか、自分でも月 2～3 回はプレーしている」旨述べている。この点については、下記 4（2）を参照されたい。

(5) P は、平成 23 年 7 月に有償モニターに選任され、現在まで継続している。

竹生は、P について、「名古屋のクラブのホステスであり、クラブの客として何度か会ったことはあるが、私がモニターに推薦したわけではないし、交際したこともない」旨述べている。

P は、「S 社の T 会長がお客であり、T 会長と一緒に来ていた従業員 E からモニターの勧誘を受けた。その後、竹生も T 会長らと何度か店に来たことがあるが、ただのお客さんであり、交際したことはない」旨述べている。従業員 E は、「P は、取引先の S 社の T さんから私が紹介を受けてモニターに選任した。O と同様、しっかりとレポートしてもらうためには、実質的に持ち出しをさせないようにすることが必要と考えて有償モニターとした。有償モニターに選任したことについて竹生は関係ない」旨述べている。さらに、P を有償モニターにする業務委託契約の稟議書も、秋本が決裁している。

他方、國光は、陳述書において、竹生と P が親密な関係にある旨記載しているが、そのような認識に具体的な根拠がないことについては、上記 3（3）記載のとおりである。その他、竹生と P が、両名の供述に反して交際していたと認めるに足る証拠はない。

結局、P を有償モニターに選任したことに竹生が関与していたとは認められない。P を有償モニターに選任したことが、竹生と親密な女性に報酬を与えるためにしたことであるとは認められない。

(6) Q は、平成 23 年 8 月に有償モニターに選任され、現在まで継続している。

竹生は、Q について、「モニターになった後、従業員 E から 1 度だけ紹介されことがあるかもしれないが、記憶はない。何の関係もない」旨述べている。

Q は、「S 社の社員であり、仕事を通して従業員 E と知り合った。その後、アコーディアのゴルフレッスンに通い、ゴルフ場でもゴルフをするようになったところ、従

業員 E からモニターに勧誘された。竹生とは全く面識がなく、紹介されたこともない旨述べている。また、従業員 E は、「Q も、私が T 社長から紹介を受けて有償モニターに選任した。竹生とは関係ないし、Q のことは知らないはずである」旨述べている。Q との業務委託契約の稟議書は、従業員 E が決裁している。

したがって、Q を有償モニターに選任したことに竹生が関与していたとは認められない。

- (7) 従業員 E は、「モニターを依頼する以上、交通費等を含め持ち出しがないようにしなければ積極的にレポートしてもらえないと考えて報酬を出すことにした。私がモニターの担当になって選任した女性モニターは、全員有償モニターにした」旨述べていること、従業員 E がモニター担当になった平成 23 年 6 月以降に選任された女性モニターは 3 名だけであり、その全員が有償モニターであること、その中には Q のように竹生と全く接点がない者が含まれていることに鑑みれば、竹生が交際している女性に金員を与えるために有償モニターが設けられているわけではないことは明らかである。

#### 4 秋本が推薦したモニター

- (1) 秋本は、平成 21 年 8 月、配偶者を無償モニターに選任し、現在まで継続している。無償モニターの選任は、アコーディアの役員等が推薦すればよく、決裁等は不要である。

無償モニターであっても、原則としてプレー代とゴルフ場での飲食代は全額アコーディア負担であり、配偶者をモニターとして無料でゴルフをさせることは、公私混同の誹りを免れない。秋本は、「配偶者であってもモニターにふさわしい人であれば問題ない」旨述べるが、そうであれば、交際中の女性であっても同じであり、モニターとしての実働があれば問題ないことになる。また、秋本は、「無料でゴルフをプレーするのと、会社から報酬を出すことは違う」旨述べるが、報酬の支払いを受けるか否かは金額の多寡にすぎないのであって、無料でゴルフをするのは構わないが、報酬を受けるのはコンプライアンス違反になるというのは論理が一貫していないことは明らかであり、我田引水というほかない。

当委員会は、取締役の配偶者、内妻あるいは交際中の女性のいずれについても、会社から特別に便宜を受けさせることは公私混同であり、是正される必要があると考えるものである。

なお、秋本の配偶者は、平成 21 年 8 月から無償モニターになっているが、モニターレポートを提出したのは平成 24 年 2 月以降 6 回のみであり、それ以前にはモニターレポートは提出していなかった。

(2) 秋本は、ラウンジのカウンターをしていた女性、クラブのホステスを無償モニターにしているが、このうち、ラウンジのカウンターの女性は、これからゴルフを始めたという初心者であった。

これにつき、秋本は、「モニターは、クラブのホステスであっても問題ないし、全くの初心者であってもよい。プレーやレッスンをして意見を言ってくればよい」旨述べている。

なお、この2名のうち1名は、モニターレポートを全く提出しておらず、もう1名も2回提出しただけである。

#### 第4 堂島カントリークラブのソムリエ

##### 1 堂島カントリークラブ等

堂島カントリークラブは、大阪市北区曾根崎新地2丁目4番1号所在のシミュレーション・ゴルフクラブ（ゴルフバー併設）である。平成20年9月の開店時は他社に運営委託され、平成21年1月からアコーディアが経営するようになったが、平成23年4月からはハーツリーが経営している。

また、アコーディアは、東京都港区南麻布においても、堂島カントリークラブと同様のシミュレーション・ゴルフクラブである広尾カントリークラブを経営していた。広尾カントリークラブは、平成20年8月の開店時は他社に運営委託され、平成21年1月からはアコーディアが経営するようになったが、平成22年12月に閉鎖された。

##### 2 アコーディアとUとの契約関係等

(1) Uは、昭和60年から現在に至るまで、V社において、国際線及び国内線の客室乗務員を務めている。

Uは、客室乗務員として接客等の教育を受け、接客業務を行っていたほか、社団法人日本ソムリエ協会のシニアソムリエ試験に合格し、ロンドンに本部を置くワイン教育機関である Wine Spirit Education Trust の中級資格を取得している。

竹生は、米国カリフォルニア州に在住していた平成6年頃、Uと知り合い、その後、竹生を介して当時の日東興業株式会社社員とも面識を得たことから、アコーディア幹部とも付き合いがある。

(2) アコーディアは、平成21年1月ころ、Uとの間で業務委託契約を締結し、広尾カントリークラブ及び堂島カントリークラブの運営等に係るアドバイザーをUに委託した。この委託報酬は、月額22万2222円であった。

その後、アコーディアは、平成22年6月ころ、Uとの間で覚書を締結し、委託業務の対象を、上記2箇所のほか、アコーディアのハイエンドゴルフ場にも拡大するなどした。これに伴って、委託報酬を月額33万3333円に変更した。



さらに、アコーディアは、平成 23 年 6 月ころ、U との業務委託契約を、U が代表取締役を務める W 社との業務委託契約に切り替えた。U は、引き続きアドバイザーを務めることとなったが、委託業務の対象は、アコーディアが経営するゴルフ場とされ、特にシミュレーション・ゴルフクラブとの特定はなくなった。また、委託報酬は、月額 42 万円（消費税込み）となった。

- (3) U は、アコーディアとの契約につき、「アコーディアが広尾ガーデンゴルフの経営を引き継ぐ際、かねて知り合いの E からワインや料理についてのアドバイザーになってほしい旨依頼を受け、広尾カントリークラブと堂島カントリークラブの両者について引き受けた。品揃えが悪く、値段設定も高かったため、新規仕入れ先を開拓したり、有名ソムリエに協力を依頼して無料でワインのコメントを提供してもらったりしたほか、メニュー改訂、新企画、接客指導、ワインの売上げと在庫の確認などのアドバイザー業務を行った。広尾カントリークラブと堂島カントリークラブのいずれについても、総支配人や支配人と直接連絡をとりあって指導していた。その後、シミュレーション・ゴルフクラブに加え、アコーディアのゴルフ場のうち高級ゴルフ場、いわゆるハイエンドについてもアドバイザーを依頼され、覚書を締結し、成田ゴルフ倶楽部やグレンオックスカントリークラブ等を実際に訪れてレポートを提出したり、社員研修を行ったりするようになった。それと並行し、広尾カントリークラブは閉鎖され、堂島カントリークラブはハーツリーが経営するようになったので、これらに対するアドバイザーはなくなった。その後、V 社において兼業が認められなくなったため、法人との契約に切り替えたが、この際、担当するゴルフ場が増え、報告書作成業務が増大した。なお、私が堂島カントリークラブのソムリエとして雇われた事実はない」旨述べている。

アコーディアには、上記各契約書と委託業務内容を記した書面があるほか、有名ソムリエの名前を明記してそのコメントを付したシミュレーション・ゴルフクラブのワインメニュー、新規に作成したというワインリスト、改訂したドリンクリスト及びメニュー等があり、また、ゴルフ場については「コンサルティングレポート」、「サービス評価レポート」と題する報告書等が多数存在している。また、業務委託契約の締結や U のアドバイスについて、竹生、E のほか、複数の者が供述していることを併せ考えれば、U が業務委託契約に定められた委託業務を実際に行っていたことを認めることができる。

他方、國光は、陳述書において、U はハーツリーが運営していた堂島カントリークラブのソムリエということになった旨記載しているが、そのように認識した根拠については、「アコーディアが広尾カントリークラブを始めたときに竹生らと訪れたところ、U がいた。U のことを知らなかったため、周囲にいた人に聞いたところ、竹生の元の彼女だと教えられ、既に交際が終わった彼女だと思った。また、このとき、U が

ソムリエ資格を持っており、アコーディアが意見を聞いているということを知った。Uは、その後、堂島カントリークラブにも月に1、2度来て講釈をしていた。Uはソムリエだから意見を言えたものであるが、店に常駐することが予定されていたものではなく、初めから、広尾カントリークラブと掛け持ちで月に1、2度来て意見を言うということだった旨述べており、その内容は、要するに、当初から月に数回程度アドバイスを受けるという説明を受けていたというものである。したがって、Uが堂島カントリークラブのソムリエとして雇用された、あるいは、ソムリエとして働くことになったという事実は、認めることができない。

- (4) 竹生は、Uにつき、「かつて交際したことがあるが、10年以上前に交際は終わっている。その後は、知人として付き合いがあるだけである。また、交際していたときに当時の日東興業の社員らに紹介していたため、Uはその社員らと友人付き合いがある」旨述べており、Uも同様の説明をしている。

國光は、上記のとおり、元の彼女である旨の説明を受け、竹生とUの交際は既に終わっているものと認識している。秋本は、竹生とUは以前は交際していたが、現在も交際が続いているかどうかは分からない旨述べている。このほか、竹生とUが現在も交際していると認めるに足る証拠はない。

- (5) 結局、竹生とUは、以前は交際していたことがあったものの、10年以上前に交際は終了したものと認められ、そうである以上、竹生において、アコーディアの資金を使ってUに金員を与えたいと考えるような格別の動機があるとは認め難い。したがって、竹生が愛人をソムリエとして雇用し、勤務実態がないのに報酬を支払っていたといは認められない。

## 第5 ラウンジA

### 1 アコーディアの接待交際費

#### ア 接待交際費の予算

アコーディアでは、取締役(4名の業務執行取締役)、監査役及び執行役員(以下、本第5、1において、これらの者を総称して「役員」という。)のために接待交際費の予算が設けられている。毎年末ころ、翌事業年度の全体予算を取り纏めるために、経理財務本部業績管理部が、各役員及び各事業所・部署に、それぞれが必要と考える接待交際費の見積り額の提出を求め、提出された見積り額をもとに業績管理部が同事業年度のアコーディアの接待交際費の総額(案)を纏め上げ、これを含む全体予算案が毎年3月の定時取締役会に諮られる。これまで、予算を審議し承認する取締役会において、接待交際費を特に取り上げて議論の対象とすることはなかったため、結果として、各役員が提出した見積り金額が、ほぼそのまま当該事業年度におけるそれぞれの

接待交際費の予算となるのが実際であった。

#### イ 各業務執行取締役の接待交際費

直近 3 事業年度における各業務執行取締役の個別の接待交際費予算は次のとおりである。なお、平成 24 年 3 月期については、竹生と秋本の 2 名からは所定の時期までに接待交際費の見積り額が提出されなかったため、両名の接待交際費予算は、経営戦略部との折衝により、役員全体の接待交際費として取り纏められた。

(単位：千円)

	竹生道巨	鎌田隆介	秋本一郎	鈴木隆文
2010年3月期	7,200	420	3,000	0
2011年3月期	7,200	480	3,000	190
2012年3月期	—	480	—	560

また、直近 3 事業年度において、各業務執行取締役の接待交際費として実際に精算された金額（実績値）及び予算と実績値との差額は、次のとおりである。（上段が実績値、下段が差額。＋は予算超過を、－は実績が予算を下回ったことを示す。）

(単位：千円)

	竹生道巨	鎌田隆介	秋本一郎	鈴木隆文
2010年3月期	11,839 (+4,639)	369 (-51)	1,404 (-1,596)	362 (+362)
2011年3月期	11,781 (+4,581)	446 (-34)	1,092 (-1,908)	164 (-26)
2012年3月期	21,969 算定できず	343 (-137)	1,121 算定できず	372 (-188)

#### ウ 接待交際費の精算

アコーディアでは、接待交際費として認められる内容や金額の上限等について規程や明確な基準は定められていない。接待交際費を使おうとする場合、各役員は事前に、接待の相手先や目的等を記載した「接待伺い」という書面を社長の竹生あてに提出して、承認を得ることになっている。

接待交際費に限らず、経費の支出があった場合の社内精算の手続は、従業員（執行役員を含む。）の場合と取締役・監査役の場合とで決裁権者が異なる以外は、基本的に同じである。すなわち、経費を支出して精算し、又は未払費用の支払申請をしようとする者が、経理財務部内の経理事務センターに依頼してシステム上で経費精算書を作成させ、決裁権者がシステム上、又は印刷した書面により経費精算書を確認して承認すると、承認済みの経費精算書が領収書又は支払申請の請求書とともに経理に回され、精算又は支払いが行われる。決裁権者は、従業員による経費精算申請又は支払申請の

場合は当該従業員の上長であり、取締役による申請の場合は竹生である。また、監査役による申請は監査役会で処理される。ただし、竹生による経費精算申請又は支払申請は、自己決裁とならないよう、経理・財務担当取締役の鈴木が決裁を行う。

## 2 社内交際費

アコーディアでは、「社内交際費」名目で飲食費用を経費計上することが認められている。これは、取引業者や業界関係者などを交えたいわゆる接待の場合ではなく、アコーディアの役員と社員だけが外食等をした場合であっても、それが業務上の情報交換や社員同士の円滑なコミュニケーションを図るために有益なものであるならば、当該役員又は部署の予算の範囲内で経費精算を認めるものである。社内交際費については、竹生、秋本、國光らを始めとするヒアリング対象者は、「特に問題ない。アコーディアは給料も高くなく勤務時間も長いので、社内の交際費を認めている。社内のコミュニケーション、業界の特殊性からやむを得ないものと考えている」旨述べている。

## 3 ハーツリーを経由しての請求・支払い

ハーツリーが平成 20 年 4 月にアコーディアの子会社になる前から、國光を始めハーツリーの役職員がアコーディアの役職員を接待したときは、原則として飲食代等はハーツリーが負担していた。アコーディアの子会社になる前からアコーディアはハーツリーの重要顧客であり、当時は接待交際費で処理するのは当然であったが、ハーツリーがアコーディアの子会社となった後も同様の処理が続いている。ハーツリーの役職員とアコーディアの役職員との飲食は、取引業者、アコーディアが運営するゴルフ場のメンバー、ゴルフ業界関係者等が同席した場合もそうでない場合も、ハーツリーが接待交際費として処理していた。これは、國光が、同人の紹介で利用するようになった飲食店について、請求は全てハーツリーあてにするように指示していたことによる。

この結果、ハーツリーの交際費は、半期で 2000 万円にのぼり、平成 22 年 7 月、監査役から竹生に対し、問題であるとしての指摘があった。これを受け、アコーディアでは、平成 22 年 10 月から、飲食店からハーツリーに請求があった場合は、ハーツリーがそれらの飲食店に支払いを済ませた上で、アコーディアの役職員が利用した飲食費をハーツリーからアコーディアに振り替えることとなった。

ハーツリーからどの請求をアコーディアに振り替えるかは、國光が決定していた。アコーディア側では、鈴木がその決裁をしていた。

なお、國光は、ラウンジ A での飲食についてはアコーディアに振り替えておらず、引き続きハーツリーにおいて処理していた。これについて、國光は、國光自身の判断によるもので指示されたものではない旨述べている。

## 4 ラウンジ A

ラウンジ A は大阪市北区曾根崎新地所在のいわゆるラウンジで、平成 21 年 4 月に開店した。経営者は、N である。

ラウンジ A は、1 人あたり 11,000 円のチャージとボトルキープ代だけで飲食できる仕組みとなっている。

## 5 竹生の接待交際費の使用状況

平成 21 年 4 月以降、ハーツリーが外部飲食店から請求を受けて支払った接待交際費を、年度ごとに請求額の多い飲食店の順に上位 30 位までを纏めてみた結果、各年度の上位 30 の飲食店における請求件数と請求額の各合計は下記のとおりとなった。

時 期	件数	請求額
2009 年 4 月～2010 年 3 月	438 件	3481 万 4747 円
2010 年 4 月～2011 年 3 月	487 件	4026 万 5697 円
2011 年 4 月～2012 年 3 月	379 件	3358 万 9194 円

そして、各期において請求額が最も多かった飲食店は、いずれもラウンジ A であり、その金額は下記のとおりである。

時 期	件数※	請求額
2009 年 4 月～2010 年 3 月	72 件	507 万 2000 円
2010 年 4 月～2011 年 3 月	72 件	613 万 750 円
2011 年 4 月～2012 年 3 月	76 件	658 万 1000 円

※ 「件数」は、請求書枚数である。

竹生は、毎月第 3 金曜日に大阪支社で開催される西日本エリアの事業部長会議に合わせて火曜日から土曜日まで大阪に滞在しており、竹生がラウンジ A に行くのはこのうち 2、3 回である。その他、例外的に竹生が大阪に行った場合を除き、大阪支社の社員が利用したものである。

## 6 検 討

ラウンジ A での飲食等の頻度が多いことについて

ラウンジ A での飲食回数が多いことについて、竹生は、「新地の店の中では料金設定が手頃であり、部下を連れて行くのに使いやすかった。また、部下には、日頃から業者にたかるな、ときには奢ってフィフティフィフティの関係を保つよう指導しているが、部下が業者と付き合う費用を考えると、ラウンジ A は手頃だった。部下にラウンジ A を使ってよいと言ったことがあるが、この趣旨である」旨述べている。

大阪支社においてラウンジ A を使っていた社員も同旨を述べ、「ラウンジ A は融通が利くので接待にも便利であったし、新地では高い店は 1 人 3 万円以上するため、接待

費の枠を考えればラウンジ A の使い勝手がよかった。竹生から何かあったらラウンジ A を使ってもよいと言われたことはあるが、何度も言われたことはないし、竹生が望んでいると考えてラウンジ A を使っていたわけでもない」旨述べている。

これに対し、國光は、陳述書において、「竹生社長によるラウンジ A での飲食等のほとんどは、全く個人的な遊興目的のために行われたものであって、アコーディア等の営業に役立つようなものではなかったと思います。しかも、竹生社長は、その側近のアコーディア等の役職員に対して、ラウンジ A の売上げを増やすために、「会社の経費で飲食等をしてよいので、自分が訪れない場合でも、できるだけラウンジ A に顔を出すように」などと、再三指示をし、実際にこれらの者を店に行かせていたようです。」と記載している。しかし、國光はヒアリングにおいて、この記載について、「『アコーディア等の営業に役立つようなものではなかったと思います』という記載は、それが悪いという意味ではない。私も社内接待をすることはある。それが女性のいるクラブのような店であっても、ひいきの女性がいる店であっても、度を越さなければ許されることである。」「2,3 人の幹部から、ラウンジ A に行くように竹生が言ったということを知ったことがある。ただ、自分で行きたいが照れ隠しで言っていたということはあると思う。陳述書の記載は、文章にするとそう書くしかなかったものである」、ラウンジ A ラウンジ A 旨述べており、「陳述書の上記記載は、使った金額が多く、限度を超えているということを言いたかったものであり、そのほかのことを問題だといっているわけではない」旨を述べており、陳述書の上記記載は自己の認識と食い違っている旨述べている。このほかに、竹生が部下に対してラウンジ A を利用するよう強いていると認めるに足る証拠はなく、部下は費用等を考えて自己の判断で利用しているものと認められる。

しかしながら、ラウンジ A の利用回数と金額に鑑みれば、ラウンジ A を利用する頻度については、コンプライアンスの観点から再考すべきである。

## 第 6 航空券代金

- 1 アコーディアは、竹生が海外出張する際の航空券の手配は、旅行業者 X 社を通して行っていたが、平成 21 年の暮れころから、ファーストクラスの正規の航空券料金とビジネスクラスの航空券料金との差額を同社においてプールさせ（以下「プール金」という。）、それを竹生の出張の同行者の旅費に充てることが行われるようになった。確認できた範囲では、プール金を利用して、C のビジネスクラス航空券を 3 回購入している。

なお、このほかに、プール金を使って秋本の配偶者のビジネスクラス航空券を 1 回購入し、その後、秋本の航空券購入を X 社で行って差額をプールする行為を 3 回行っている。

これらを合計した平成 24 年 3 月末日現在のプール金残額は、61 万 2895 円である。

- 2 竹生は、「平成 21 年に海外のゴルフ場を視察する出張があったが、C の意見が参考に

なるので同行しようと考えた。会社の規程で私はファーストクラスに搭乗できるが、Cについては私がビジネスクラスの航空券を買うつもりであった。ただ、視察のために連れて行くのでCの分も会社で負担できないかと思い、秘書に尋ねた。そうしたところ、ファーストクラス1名分の料金で割引のビジネスクラス2名分の航空券が購入できるということであったので、この方法なら元々の会社の負担金額を超えず問題ないだろうと考えてしまった。しかし、やはり自分で払うべきであった。その後も同様にしてプール金でCの航空券を購入している」旨述べている。

竹生の秘書の従業員Yも、大要、竹生と同様に述べている。そうすると、竹生は、規程上定められたファーストクラスの航空券を購入したように装ってアコーディア社員ではない者の航空券を購入していたものであり、コンプライアンス上、問題があるといわざるを得ない。規程上はファーストクラスの利用が認められており、その金額を超えた損害が出ているわけではないとしても、実際に購入した航空券がビジネスクラスであるならば、その差額は会社に戻すべきであり、これをプールして私的に使うことは許されない。

- 3 他方、秋本は、「航空券代のプールは従業員Yが行っていたものであり、私はいつも自分で航空券を買っているので関係ない。しかし、 $\alpha$ の社長からプロゴルフの観戦に夫婦で招待され、平成23年2月にロサンゼルスに妻を同行して出張したときに、現地のリムジンとゴルフ場の手配を従業員Yに頼んだところ、従業員Yがその手配についてX社を使い、航空券の手配もX社で行った。場合によれば、このときに従業員Yがプール金を使って妻の航空券を購入したかもしれない。私は、このときの支払いに関わっていないので分からない」旨述べている。また、秋本は、上記のロサンゼルスへの出張のほか、平成23年5月から7月にかけての3回の海外出張（ニューヨーク、シンガポール、ヨーロッパ）に際して、自己の航空券をX社で手配しているところ、「 $\alpha$ のほかにもX社を使ったことがあるか否かは覚えていない。もし使っているなら、従業員Yから、今回はX社を使ってくださいと言われ、使ったものと思う」旨述べている。

これに対し、従業員Yは、「秋本が、竹生のプール金を使ってしまっていて借りがあるので返さなければならないと言って、秋本の出張を利用してプール金を作るよう指示された。そのため、3回にわたり、秋本の出張のときにX社で航空券を手配してプール金作りをした。秋本はいつも自分のクレジットカードを使って自分で航空券を購入しているので、秋本から指示されなければ秋本の航空券を私がX社で購入することはない。竹生に借りがあるという事情についてははっきりした記憶がないが、プール金を使って秋本のために航空券を購入したものと思う」旨述べている。

この点について従業員Yが殊更に虚偽を述べる理由はなく、また、普段は自ら航空券を購入している専務取締役の秋本に対し、一社員にすぎない従業員YがX社での航空券購入を采配するというのは不自然であるが、これについてはいずれとも断定できないものと考えられる。

## 第7 平日のゴルフについて

オリンピアの3月22日付け書面には、竹生が親密な女性と平日の昼間からゴルフに興じているとの指摘がある。

しかし、アコーディアはゴルフ事業の会社であって、ゴルフ場はいわば現場である。例えば、芝のコンディション、グリーンの状態、カート道や従業員サービスの質がどうかなどは、実際にプレーをすることでしか確認できないことがある。したがって、視察のためにプレーすることは、ゴルフ場の経営者にとって重要な仕事の一つであることは間違いがない。その意味で、平日にプレーをすること自体が非難される理由はない。

女性の同伴については、モニターになっている女性であるものの、モニターにしたこと自体については上記第3, 3(2)のとおりである。

なお、アコーディア社員のヒアリングから、竹生は視察プレーを行った場合には、必ず支配人らとの間で1時間前後の打合せを行い、設備やサービス等に関する指導、注意、提案等をしていると認められる。

## 第8 鎌田、鈴木について

鎌田及び鈴木の名義に関しては、本委員会の調査において、指摘すべきコンプライアンス上の問題は認められなかった。

## 第9 秋本の記者会見

秋本は本年4月17日、報道関係者各位を対象として記者会見を行い、その中で「経営トップが関与する重大なコンプライアンス違反及びガバナンス不全が発生していることを公にすることによって、アコーディア・ゴルフを上場会社としてあるべき姿に戻すことが必要だと判断した」と述べ、さらに「重大なコンプライアンス違反の疑惑が存在しているにも拘わらず、私以外の全役員が疑惑を闇に葬りさろうとするもの」とも述べている。また、秋本は、当該記者会見において、上記第1に記載した、オリンピアの指摘する事項と同様の事実を指摘している。

しかしながら、上記のとおり、秋本は三田のマンションに関与しているほか、品川のマンション及び有栖川のマンションでも同様のコンプライアンス違反を犯しているにもかかわらず、当委員会の調査において頑なにそれらを隠そうとしているところであって、このような秋本の態度に鑑みれば、自らに関することは糊塗して竹生だけを非難しようとしていたのではないかと考えざるを得ない。当委員会が調査を開始した矢先に、秋本が記者会見で上記のような発言をしたことは、秋本自身のコンプライアンス違反が明るみに出ることを危惧した裏返しというほかない。

当委員会の調査が、疑惑を闇に葬りさろうとするようなものでないことは、明らかと考える。



## 第10 終わりに

当委員会のこれまでの調査は、十分な時間をかけて網羅的な調査を完了したとは必ずしも言えないものであるが、当委員会の調査の結果により認定できた事実のうち、コンプライアンス上問題と考えられる事実については、速やかにご報告することが適切であろうとの判断から、ここで本報告をさせていただいた次第である。今回の調査にあたって、関係者各位には多大なご協力をいただいた。ここに謝意を表したい。本報告がアコーディアの今後の発展にとっての一助になることを切に希望するものである。

以 上